町営住宅塚本団地エレベータ保守管理業務委託 特 記 仕 様 書

町営住宅塚本団地に設置しているエレベータを下記仕様により保守管理を行う。

遠隔監視・点検機能を装備したエレベータの運転状況を24時間365日監視し、専門技術者が定期的に点検を行い(専門技術者の遠隔操作による点検を含む)、エレベータ各機器の機能を常時適正に発揮させ、安全かつ良好な運転状況を維持させるため次の業務を実施する。

1. 総則

本業務の施行にあたっては、「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

2.業務期間

業務期間は、令和6年6月1日から令和11年5月31日までとする。 ただし、各年度において、業務委託予算を確保できなかった場合は、発注者 と受注者間で協議の上、その後の業務について決定するものとする。

3. 対象機器

別紙対象機器のとおりとする。

4. 保守契約の種別

全機器「フルメンテナンス契約(共通仕様書による)」とする。

5.業務の範囲

(1) 定期点検

- ・定期的に専門技術者が訪問し昇降機設備を計画的に保全作業(点検・手入れ・給油・調整・清掃作業等)を実施する。
- ・専門技術者による点検は3か月に1回行う。

(2) 遠隔点検

- ・定期的に専門技術者の遠隔操作により診断運転を行い、運転状況を点検 し機器の異常・変調を確認する。
- ・収集したデーターを分析し保全作業に活用する。

- ・診断運転により異常と判断した場合は、専門技術者によって処置を行う。
- ・遠隔操作による点検は毎月行う。
- (3) 遠隔監視サービス
 - ・エレベータの運転状況を遠隔監視装置により業務受託者で監視する。
 - ・監視は、受信専門技術者が24時間待機し、遠隔監視通報を受信する。 遠礪監視通報内容の種類
 - ①閉じ込め故障 ②起動不能 ③戸扉開閉異常 ④安全装置作動
 - ⑤電源異常 ⑥基準設定値頻度異常(着床不良、戸反転等)
 - ⑦その他警報(アラーム) ⑧その他注意報(アラーム)
- (4) 直話サービス

エレベータかご内から受託者監視場所等へ次のような場合は、直接通話できるようにする。

閉じ込め故障時

- (5) エリートサービス
 - ①遠隔故障復旧サービス

安全上問題がなく、機器不良による交換,調整が必要ないと判断する場合に限り、遠隔より下記操作により故障復旧に努めるものとします。

- ドア復旧
- ・ボタン強制操作
- 操作スイッチ
- ②遠隔操作サービス

指示により、下記の運転操作内容の変更を遠隔にて実施すること。

- ・ ドア開時間調整
- ・停止階切替え
- ・暗証登録
 ボタン暗証番号設定階を設ける。
- ・かご呼び優先
- 運転休止
- ③情報配信サービス
- ④災害サービス
 - 地震時速報
 - ・ピット冠水対策
- ⑤アフターサービス
- (6) 緊急処置

万一、故障が発生した場合は、受託者が速やかに専門技術者を派遣し、適

切な処置を行う。

また、異常発生時や緊急停止時には、通報から1時間以内に現場確認及び 作業に着手できるよう体制を確保すること。

(7) 部品及び機器の修理、取替え、調整

収集したデーターの分析及び保全作業により、機器の機能維持を必要とした場合は、直ちに機器及び部品の修理、取替え、調整を行う。

6. 修理、取替えの範囲

通常使用により生じた摩耗及び劣化による構成部品の修理、取替えについては、発注者と受託者の協議の上、修繕、取替えの範囲を定める。

対象範囲は共通仕様書によるものとし、地震時管制運転装置、停電時救出運 転装置、自動放送装置、遠隔監視装置を含むものとする。

7. 部品の常備

キャビネットを機械室に設置し、次の部品を常備する。

①保全用消耗部品 ②小修理用部品 ③油脂類 ④ウエス

8. 定期検査

建築基準法第12条に基づいて年1回の定期検査を実施する。

9. 性能検査

監督技術者を派遣し、総合的に機械装置の性能検査を行う。

10. 報告書

次の報告書を定期的に提出する。

- ①定期点検報告書 専門技術者が訪問点検を行った場合に提出する。
- ②遠隔点検報告書 遠隔操作で点検を行った場合に点検、診断内容と評価を 提出する。
- ③利用状況報告書 定期的に利用状況と運行状況のデーターを提出する。
- ④定期検査報告書 建築基準法第12条に基づいて行われる年1回の定期検査 を行った場合に提出する。
- ⑤性能検査報告書 性能検査を行った場合に提出する。